(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　茨城県守谷市役所

○関東地方整備局告示第三百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
横浜市金沢区幸浦一丁目一八番一から同市金沢区幸浦一丁目一八番二まで	前	六一・五〇～八八・九〇メートル
	後	六一・五〇～九一・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	横浜市金沢区幸浦一丁目一八番一から同市金沢区幸浦一丁目一八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十八日

○関東地方整備局告示第三百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市大白硲字坊山四九八番一地先から同市大白硲字坊山四八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所
〃	つくば市館野字塚越五六〇番一地先から同市館野字塚越五八八番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十八日

○近畿地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字下タ北地三六一番一から同町大字浜ノ宮字下タ北地三六一番一まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十八日

○近畿地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
田辺市新庄町字成川五五九番一から同市新庄町字成川五四四番二まで	前	五七・三八～一二三・七一メートル
	後	六二・八〇～一〇四・八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	田辺市新庄町字成川五五九番一から同市新庄町字成川五四四番二まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十八日

○近畿地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方上中郡若狭町天徳寺二八号伏木一〇番三から同町天徳寺三五号上富四三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十八日